

第367次結社の自由委員会報告書（抄）

（2177号案件及び2183号案件）

（厚生労働省国際課仮訳）

委員会の勧告

パラグラフ 850

上記の中間的な結論に照らして、委員会は、次の勧告を承認するよう理事会に要請する。

(a) 委員会は、2012年12月26日に発足した新政権がこれまでの経緯を総括し、国と地方の公務員制度改革の具体的な内容を検討することとしているという政府の指摘に留意し、日本政府が、批准した第87号及び第98号条約に具体化された結社の自由の原則を十分に尊重することを確保するために、本勧告に従って公務員制度改革が遅滞なく完了するよう、特に次の事項について、これらの論点について全ての関連団体と十分、率直、かつ有益な議論を継続し、必要な措置を講ずることを促す。

(i) 公務員への労働基本権の付与

(ii) 消防職員及び刑事施設職員への団結権及び団体交渉権の完全な付与

(iii) 国の行政に従事していない公務員への団体交渉権及び団体協約締結権の確保、並びにこれらの権利が正当に制限され得る公務員への適切な代償手続の確保

(iv) 結社の自由の原則に従い、国家の名のもとに権限を行使しない公務員へのストライキ権の確保、及びストライキ権を正当に行使する職員団体の構成員と職員に対して重い民事上又は刑事上の罰則が科されないことの確保

(v) 公務における交渉事項の範囲

委員会は、政府に対し、上記のすべての事項に関する進展について情報の提供を続けることとともに、衆議院解散前に提出された国と地方の公務員制度改革に関する法案が審議のために国会に再提出されているかについて示すことを求める。

(b) 委員会は、政府に対し、国公労連が2012年5月25日に東京地方裁判所に対して国を提訴した訴訟及びいくつかの国立大学法人の労働組合が、大学当局に対して、給与削減措置により生じた給与の損失の支払いを求めて提訴した訴訟の結果について、情報の提供を続けるよう求める。